

小山市内の中小企業者の方が利用できる市の融資制度

資金名	資金用途	融資を受けることができる条件	限度額	返済期間	年利	備考
営業資金	●商品・原材料仕入や賃金支払など、直接事業に使用する資金 ●小山市中小企業事業資金の既往借入の借換に要する資金	① 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる ② 市税の滞納がない	3,000万円	10年以内 (据置1年以内)	返済期間 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1% 固定金利	●借換をする資金がある場合には、「借換計画書」を提出してください
	●工場・店舗等の購入、新築、増改築または改装に使用する資金 ●車両、機械設備、構築物等の設置または整備に使用する資金	③ 法人の場合は本店の商業登記が小山市内に、個人事業主の場合は本人の住民登録が小山市内にある中小企業者である (設備資金の場合は、中小企業団体または商店街振興組合等も含みます)	2,000万円 (総経費の80%以内)			●土地のみの購入はできません
創業資金	これから創業する方、または、創業後1年未満の方が使用する営業資金または設備資金	上記の②・③と下記の条件を満たす方 ●市内に新たに事業を開始して1年未満の中小企業者、または同一業種への5年以上の勤務経験もしくは法律に基づく資格を生かして市内に創業する方 ●新規事業計画書の審査の結果、経営および経営計画が健全で返済が確実であると認められる方	創業前後各1回 1回 500万円 (設備資金の場合は総経費の80%以内)	5年以内 (据置6カ月以内)	返済期間 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 固定金利	●事前に新規事業計画書を提出して認められた方が融資申請をすることができます ●創業前に借入をした方が創業後に再度借入をする場合は、創業後6カ月を経過していなければなりません
近代化施設資金	建物の新築、増改築等を行うための資金	上記の①・②・③の条件を満たす方 (事前に小山市商業観光課での融資資格認定が必要です)	5,000万円 (総経費の80%以内)	15年以内 (据置2年以内)	1.6% 変動金利 (毎年3月に見直し)	●テナントへの出店、駐車場整備等の資金としては限度額2,000万円となります
工業振興資金	工業団地等に工場を新設、移転または増改築をする場合の資金	中小企業者または市長が特に認める方 (事前に小山市工業振興課での融資資格認定が必要です)	総事業費の95%、または1億5,000万円のいずれか少ない額	15年以内 (据置2年以内)	0.9% 変動金利 (毎年3月に見直し)	

※原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要

★制度融資の対象範囲

個人の場合	営業資金	設備資金
市内居住・市内営業	○	○
市外居住・市内営業	×	×
市内居住・市外営業(県内)	○	×
市外居住・市外営業(県内)	×	×

法人の場合	営業資金	設備資金
市内本社・市内営業所	○	○
市外本社・市内営業所	×	△※1
市内本社・市外営業所(県内)	○	△※2
市外本社・市外営業所(県内)	×	×

※1…市内に支店登記がされていること、および市内に設置する設備であること
 ※2…市内に設置する設備であること

☆☆☆ 信用保証料補助金について ☆☆☆

営業資金・設備資金・創業資金については、信用保証料のうち融資額1,000万円までの分を資金完済後に市から補助します(ただし、市税を完納していることが条件です)。

(ご注意)

- ・ 融資のご利用にあたっては、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 営業資金、設備資金、創業資金は栃木県信用保証協会による保証付の資金ですので、融資時に別途保証協会への保証料がかかります。
- ・ 必要に応じて担保または保証人の提供をお願いする場合があります。

□ 融資の申込み

<申込み> 直接、取扱金融機関へお願いします。
(裏面ご参照ください)